平成24年度業務実績に関する評価(案)について

1 概 要

県立病院機構の平成 24 年度業務実績について、評価委員会は、地方独立行政法人法第 28 条に基づき評価を行う。

平成24年度業務実績に関する評価については、平成24年9月末までの実績をもとに暫定評価を行っており、今回の評価(案)は、暫定評価結果について、平成24年度末までの年間業務実績を踏まえ、修正を行ったものである。

2 総 括

質の高い医療を提供し、そのための体制と環境づくりに取り組んできた成果が引き続き 観察され、中期目標の達成に向けて着実な進展が見られる。

4年連続の黒字決算や、医療従事者の確保努力も一定の成果を示しており、<u>収支構造の</u> 改善と医療の質の向上の両方を目指す方向に適切に向かっていると認められる。

3 内容

| 区分 | 評価内容の要旨 |
|------|---|
| 法人本部 | ・医療従事者の確保については、定数にとらわれない柔軟な採用試験、離職の防 |
| | 止努力等により一定の成果をあげている。また、看護師について、看護師修学 |
| | 資金制度が創設され、今後の成果に注目したい。 |
| | ・医療従事者の認定研修への派遣、新たな専門研修・事務職員研修の実施など、 |
| | 職員の経験や役職に応じた人材育成プログラムが展開され、引き続き好ましい |
| | 方向に進んでいる。 |
| | ・プロパー職員の専門性を向上させるため、長いスパンで部署や業務の特性に応 |
| | じての柔軟な配置・在任期間の検討や、経験者募集等の実施について、より一 |
| | 層の努力を望みたい。 |
| | ・県立病院として、県民が期待する機能を果たしていることについての説明責 |
| | 任・透明性の確保のため、さらに様々な試みを積み重ねていくことが望まれる。 |
| | ・医師事務作業補助者や看護助手の配置、看護師2交代制の制度化、院内保育所 |
| | の整備等、就労環境の改善への取組がされ、評価できる。 |
| 3病院 | ・東日本大震災を契機に、3病院で既存の災害対応マニュアルの見直しを進めて |
| 共 通 | おり、評価できる。 |
| | ・特定分野(麻酔科、放射線科等)での医師不足解消、看護師の必要数の確保努力 |
| | が引き続き必要である。 |
| 総合病院 | ・県内医療機関の中核的病院として、循環器病、がん治療、救急医療を3本柱と |
| | して、高度専門医療や救急・急性期医療を提供し、その結果、大学病院に準じ |
| | た機能を持つ DPC 病院群Ⅱ群に指定され、機能評価係数Ⅱがトップレベルであ |
| | ることは、高く評価できる。 |
| | ・24 時間 365 日体制による救急医療に対応するため、救命救急センターの指定を |
| | 目指し、救急専門医の確保と施設改修・機器整備を行ったことは、高く評価で |
| | きる。(平成 25 年 7 月 1 日指定) |

| 区分 | 評価内容の要旨 |
|-------------|--|
| こころの 医療センター | ・精神科救急・急性期医療の提供や、在宅医療、先端医療、司法精神医療など、 精神医療分野において他の医療機関では対応困難な総合的かつ高水準な医療 を提供しており、高く評価できる。 |
| こども 病 院 | ・日本でも有数の小児専門病院として県内外の患者に利用され極めて高い業績を 上げており、こどものための総合的な医療を提供する病院として信頼されてお り、高く評価できる。 |

4 今後の対応

- ・評価委員会は評価結果を県立病院機構に通知するとともに、県に対し報告し、公表する。
- ・県は、9月県議会に評価結果を報告する。

(参考) 地方独立行政法人法

- 第28条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、<u>各事業年度における業務の</u> 実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。
- 2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びに これらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的 な評定をして、行わなければならない。
- 3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
- 4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項(同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容)を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。